平成２８年（フ）第６９４３号
東京都八王子市松木24―７―105
債務者　相原　弘幸
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９４４号
東京都葛飾区鎌倉２丁目10―15―102
債務者　宮澤　繁良
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９４５号
東京都葛飾区鎌倉２丁目10―15―102
債務者　宮澤　雅代（旧姓榎田）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７００２号
東京都杉並区和田１丁目55―６―502
債務者　相馬　勝則
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０６４号
東京都練馬区大泉町２丁目24―31―106
債務者　近藤美智子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７３号
東京都練馬区豊玉北６丁目23―15
債務者　中島　健治
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７５号
東京都足立区加賀２丁目16―１
債務者　永井　修一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７７号
東京都葛飾区新宿４丁目18―１―502
債務者　吉住　秀子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８１号
東京都葛飾区東水元２丁目８―20―Ｉ201
債務者　王　　惠英
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８６号
東京都調布市飛田給１丁目52―５　こまや荘３号室
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０９１号
東京都江戸川区東葛西１丁目43―３―302
債務者　越光かおる
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０９４号
東京都荒川区南千住６丁目35―１―301
債務者　篠田　義康
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９０号
群馬県太田市石原町446番地２
破産者　有限会社岡島工業
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６９号
福岡県糸島市二丈深江957番地２
破産者　株式会社あぶらや福岡
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１８号
札幌市白石区川下731番地84
破産者　有限会社三井商会
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
栃木県下野市祇園１丁目４番地21　コーポエメラルドＤ、前住所栃木県小山市大字小山1524番地16
破産者　常盤　政美
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係